

岡山県と佐川急便株式会社との包括連携に関する協定書

岡山県（以下「甲」という。）と佐川急便株式会社（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が緊密な相互の連携を強化し、双方の保有する資源を有効に活用し、岡山県の一層の活性化を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事項（以下「連携事項」という。）について連携し協力する。

- (1) 観光振興及び県政の情報発信に関すること。
- (2) 地域や暮らしの安全・安心の確保に関すること。
- (3) 環境対策に関すること。
- (4) 男女共同参画の推進に関すること。
- (5) 児童・青少年の健全育成に関すること。
- (6) 災害対策に関すること。
- (7) その他地域の活性化に関すること。

（連携事項推進のための協議等）

第3条 連携事項を効果的に推進するため、甲及び乙は、定期的に協議を行うものとする。

- 2 連携事項を推進するに当たっては、甲及び乙は、県内市町村等との連携を図れるように努めるものとする。
- 3 連携事項について甲乙間における個別の協定、契約等が締結されている場合には、当該個別の協定、契約等の規定がこの協定に優先するものとする。
- 4 連携事項の具体的な内容及び実施方法は、甲乙協議の上、事業ごとに別途取り決めることとし、必要に応じて細目協定を締結する。

（目的外利用の禁止及び秘密保持）

第4条 甲及び乙は、この協定の規定により相手方から提供を受けた情報（文書、電磁的記録その他情報の形態を問わず、その複製物及び提供された情報を基に作成された資料を含む。以下同じ。）を第1条の目的のために限り使用するものとし、その他の目的に使用しないこと及び第三者に開示しないことに合意するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報を同条の目的以外の目的に使用する、又は第三者に開示する場合については、この限りではない。

- (1) 事前に相手方の承諾を得て第三者に開示する情報
- (2) 相手方から提供を受けた際に既に公知となっている情報
- (3) 相手方から提供を受けた後、提供を受けた者の故意又は過失によることなく公知となった情報
- (4) 相手方から提供を受ける前に取得していたことを立証することができる情報
- (5) この協定に違反することなく、かつ、秘密の保持に関する義務を負うことなく正当な権限を有する第三者から取得した情報
- (6) 相手方から提供を受けた情報を使用することなく取得した情報

(7) 岡山県行政情報公開条例（平成8年岡山県条例第3号）その他の法令等の規定により開示しなければならない情報

- 2 甲及び乙並びにこれらの外郭団体、関連会社等の役員並びに弁護士、税理士、公認会計士その他の外部の専門家であって、この協定と同等以上の秘密の保持に関する義務を負った上で前項の情報の開示を受けたものは、同項の第三者には含まれないものとする。

（有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、当該期間満了の1か月前までに甲又は乙から書面による申し出がない場合は、有効期間は更に1年間延長されるものとし、以下この例による。

- 2 甲又は乙は、この協定を解約しようとするときは、解約予定日の1か月前までに書面により相手方に通知するものとする。

（協定内容の変更）

第6条 甲又は乙のいずれかが協定の変更を申し出たときは、その都度協議の上、その変更を行うものとする。

（疑義の決定）

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関する疑義等が生じた場合、甲及び乙が協議して定めるものとする。

以上、この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成30(2018)年2月20日

甲 岡山県岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県
岡山県知事

伊原木 隆太

乙 京都府京都市南区上鳥羽角田町6番8号地
佐川急便株式会社
取締役

内田 若幸